第12回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和４年５月25日（水）午後２時から２時46分

2　会議の場所　　気仙沼市役所 ワン・テン庁舎 大ホール

3　出席農業委員（12名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男（欠）	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志（欠）	

4　出席農地利用最適化推進委員（９名）

15番　松　敏明	16番　村上正博（欠）	17番　千葉清幸
18番　白幡高二（欠）		20番　佐藤信行
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛（欠）
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

２番　熊谷活男　　14番　吉田幸志

6　欠席農地利用最適化推進委員

16番　村上正博　　18番　白幡高二　　23番　及川　衛

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
第６　議案第５号　非農地証明願について
第７　議案第６号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
第８　報告第１号　農地現状変更届の報告について
　　報告第２号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
第９　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹	村上　将
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，12 人であります。 定足数に達しておりますので，第 12 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，２番熊谷活男君，14 番吉田幸志君の２人であります。農地利用最適化推進委員は，16 番村上正博君，18 番白幡高二君，23 番及川衛君の３人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。 次に，事務局から報告があります。
及 川 次 長	農地利用最適化推進委員の辞任について，事務局の方から御報告いたします。議席番号 19 番の立花淳一さんが，令和４年５月 17 日午前 10 時 17 分に，お亡くなりになり，農地利用最適化推進委員を５月 17 日付けで辞任となりましたので，御報告いたします。以上でございます。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，10 番三浦悦子君と 12 番吉田和広君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
遠 藤 主 事	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町津谷松岡。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については議案書記載のとおりであり，受付番号２番以後においては省略して説明します。当初計画の許可日・許可番号は令和３年 12 月 15 日気振指令第 633 号でございます。変更後の計画でございますけれども，転用面積の変更でございます。他の農地に雨水による不都合を発生させないために排水側溝と集水桝を設置するものでございます。その分 50.5 ㎡を恒久転用するものでございます。 受付番号２番，本吉町午王野沢。議案関係図面は５ページになります。当初計画の許可日・許可番号は令和４年３月 16 日気振指令第 781 号でございます。変更後の計画は転用内容の変更でございます。当初は重機，運搬車の通行のみでありましたが，一部を切り出した材木の材料置場とするものでございます。 受付番号３番，本吉町午王野沢。議案関係図面は７ページになります。当初計画の許可日・許可番号は令和４年３月 16 日気振指令第 781 号でございます。変更後の計画は転用内容の変更であり，当初は材料仮置場でありましたが，材料搬出用のトラック通路，現場作業員の車両４台分の駐車スペースとするものでございます。 以上，受付番号１番から３番の３件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。

議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。担当委員４人で確認に行ってまいりましたが，この件に関して異議ございません。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号２番と３番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。２番と３番の物件につきましても，委員さんと現地の様子を確認いたしました。令和４年３月に許可を受けている場所の事業の変更ということで，何ら問題ありません。許可相当と確認いたしました。以上でございます。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討副委員長いかがですか。
農地検討副委員長	８番金野です。農地検討委員会においても，現地調査の結果の意見などを徴しまして，何れも許可相当と判断いたしたところであります。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
遠藤主事	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，本吉町平貝。議案関係図面は９ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。都市計画区域外。農用地区内。自作地でございます。売買により譲り受け，耕作するものでございます。かぼちゃ，枝豆等を栽培するとのことでございます。 受付番号２番，本吉町府中。議案関係図面は 11 ページになります。都市計画区域外。農用地区内。自作地でございます。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。葱等を栽培するとのことでございます。 受付番号３番，本吉町天ヶ沢。議案関係図面は 13 ページになります。都市計画区域外。農用地区内。自作地でございます。受付番号４番との交換でございまして，親類間の土地の交換ということでございます。大根，白菜等を栽培するということでご

	ざいます。 　受付番号４番，本吉町天ヶ沢。議案関係図面は15ページになります。都市計画区域外。農用地区内。自作地でございます。先ほど御説明いたしましたとおり親類間の土地交換ということでございます。大根，白菜等を耕作するということでございます。 　議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 　以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 　受付番号１番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。譲受人は，非常に農業に対して意欲的であるというような意欲が感じられるということで，その辺の確認を取ってありますので許可相当というふうに考えております。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。25番三浦委員。
25番三浦委員	25番三浦です。現地確認に行って来たのですけども，現在，畑そのものも自分の方でやっていますし，自宅の入口なものですので，何ら問題ないと思います。以上です。
議　　長	受付番号３番と４番はいかがですか。26番佐藤委員。
26番佐藤委員	26番佐藤です。現地確認をしてまいりました。隣同士，御親類間の交換ということでございまして，両方とも家の近くで，実際に現在も畑を所有して耕作しているというふうなことで許可相当と思います。
議　　長	受付番号１番から４番について，農地検討副委員長いかがですか。
農地検討副委員長	８番金野です。何れも農地検討委員会におきまして，現地調査結果の意見を徴しまして，何れの案件も許可相当というふうに判断いたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 　質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 　以上で，質疑を終結いたします。 　それでは採決いたします。 　議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 　よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 　本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 　事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
遠藤主事	（議案朗読）

及 川 次 長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，長崎。議案関係図面は 17 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであります。農振地域外。第３種農地と見ております。目的は物置設置ということでございます。 以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。周りには特に問題となる建物もなく許可相当と思われます。
議　　長	受付番号１番について，農地検討副委員長いかがですか。
農地検討副委員長	８番金野です。農地検討委員会におきまして，現地調査結果の意見を徴し，問題なく許可相当と判断いたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。現地確認した三浦委員さんにお聞きしたいのですが，教えてください。この図面の 17 ページと 18 ページの公図を比べてみると，三角形みたいになっている。こっちは台形みたいな感じになっている。建物を建てている図面が全体のどのくらいを占めているのか。公図と現地の住宅地図が曖昧になっているのではないか。どんな形の現地の状況になっているのかということをお願いします。
議　　長	はい，事務局。
村 上 主 幹	御説明いたします。事務局としては，申請者の図面を基に現地を確認したしだいです。
議　　長	はい，４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。今の髙橋委員の聞かれていることなのだけれども，この公図よく見てもらうと分かります。これは国土調査以前の，明治時代のものですから。現地とは合ってないわけですから。これは，ごく当たり前のことなのですよ。法務局を調べてもらえば，皆さん分かりますけど。皆さんのところは，たぶん国土調査が全部入っている場所なので，きっちりとした実測図面で出ていっているから，現地と全て整合しているのですけど。大島の場合は，まだ入っていませんから，このような状態の図面になっています。
議　　長	髙橋委員，よろしいですか。
６番髙橋委員	はい。
議　　長	中村委員さん，どうもありがとうございました。 他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。

	以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
遠藤主事	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，岩月寺沢。議案関係図面は 20 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域内。農振青地です。契約内容は使用貸借。目的は携帯基地局工事ヤードでございます。土地造成 380.61 ㎡。倉庫 3.24 ㎡。トイレ 1.00 ㎡。駐車場２台でございます。 受付番号２番，本吉町圃の沢。議案関係図面は 26 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は賃貸借。目的は太陽光発電機敷地です。土地造成 30 ㎡。ソーラーパネル 260 枚を設置いたします。 受付番号３番，本吉町圃の沢。議案関係図面は 29 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第２種農地と見ております。契約内容は賃貸借。目的は太陽光発電機敷地です。土地造成 1,905 ㎡。ソーラーパネル 200 枚でございます。 受付番号４番，長崎。議案関係図面は 32 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は使用貸借。目的は物置設置に伴う通路整地です。土地造成 180.00 ㎡です。 受付番号５番，松崎鶴巻。議案関係図面は 35 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は建売住宅建設です。居宅２階建１棟 77.85 ㎡。駐車場２台。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号６番，東新城二丁目。議案関係図面は 40 ページになります。都市計画区域内。第一種住居地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は一般住宅建設です。居宅平屋建て１棟 85.48 ㎡。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 以上，受付番号１番から６番の６件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。22 日の日曜日に４名で確認して来ました。携帯基地局工事ヤードの一時転用ということで，許可相当と見て来ましたので，よろしくお願いします。
議　　長	受付番号２番と３番はいかがですか。８番金野委員。

８番金野委員	８番金野です。及川衛委員と現地を確認いたしたところ，周辺には既に太陽光発電の敷地として稼働しているものも，何か所か見受けられました。また，周辺農地へのそれらの及ぼす影響ということも現地で確認いたしましたけれども，特に影響はないというふうに判断されますので，この２件についても同様に許可相当というふうに判断いたします。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。先ほどのところに伴う通路整地ということで，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。21 番藤田委員。
21 番藤田委員	21 番藤田です。22 日に担当委員４人で見てまいりました。場所は，松岩の鶴巻の防災集団移転のところの道を一つ隔てたところで，隣接する農地はなく，後は既存の側溝がありまして何ら問題ないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。12 番吉田委員。
12 番吉田委員	12 番吉田です。この案件は東新城にありまして，周りは住宅地で，側溝へ排水するのですけど，周りに農地がないので，許可相当だと思われます。
議　　長	受付番号１番から６番について，農地検討副委員長いかがですか。
農地検討副委員長	８番金野です。農地検討委員会におきまして，現地調査結果の意見を徴しまして，何れも許可相当というふうに判断いたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
遠藤主事	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，唐桑町中井。議案関係図面は 45 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。申請地は，昭和 58 年県道拡幅工事に伴い，宅地への通路として申請地を使用するようになり現在に至っております。農地以外に供された時期は昭和 58 年月日不詳でございます。

	受付番号２番，河原田一丁目。議案関係図面は 48 ページになります。申請地は，年月日不詳より農地以外の状況にあり，今後も農地への復元性はありません。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳でございます。 受付番号３番，赤岩石兜。議案関係図面は 51 ページになります。申請地は，隣接する土地を宅地化するために，平成４年９月８日に分筆され，さらに平成 12 年７月 19 日に分筆されたものであり，この時点で独立した法面を形成しました。また，法面の状況は分筆する以前からのものであるが，本件地として独立した法面を形成した年月日は平成 12 年の分筆された日と考えられます。農地以外に供された時期は平成 12 年７月 19 日でございます。 以上，受付番号１番から３番の３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。現在は通路として使われており，適当であると思われます。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。15 番松委員。
15 番松委員	15 番松です。24 日の日に委員さんと現地を確認してまいりました。申請者本人にお会いできませんでしたけれども。申請の目的も聞き取りすることは，ちょっと困難でございましたので。一応現場は見て来ましたけれど。現場は裁判所のちょっと上の方にあるところで，この土地に入り込むための自動車等の道路も全くありませんで。断崖絶壁のようなところにポツンとある土地でございましたので，何の目的で申請を出したのか定かでございませんけども，農地に復元するというようなことは恐らくないのではないかということで許可相当と思います。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。９番齋藤委員。
９番齋藤委員	９番齋藤です。現地は急斜面な法面であります。致し方ないと思います。農地としては到底考えられない場所でありますので許可相当と思います。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討副委員長いかがですか。
農地検討副委員長	８番金野です。農地検討委員会におきまして，現地調査結果の意見を徴しまして，何れも許可相当というふうに判断いたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。

議　　長	次に，日程第７，議案第６号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
遠藤主事	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 12 ページをお開き願います。受付番号１番，赤岩迎前田。議案関係図面は 55 ページになります。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。利用権設定期間は，公告日の翌日から５年間です。賃借人の経営面積は 38,133 ㎡，年間従事日数は 365 日，コンバイン２台，ベーラー，ローダー各１台。目的は水稲です。以上，農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の要件を満たしていると考えます。 受付番号２番，赤岩迎前田。議案関係図面は 59 ページになります。利用権設定期間は，公告日の翌日から５年間です。賃借人の経営面積は 38,133 ㎡，年間従事日数は 365 日，コンバイン２台，ベーラー，ローダー各１台。目的は水稲です。以上，農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の要件を満たしていると考えます。 以上で議案第６号の説明を終わります。
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番と２番はいかがですか。３番尾形委員。
３番尾形委員	３番尾形です。松岩の委員さん３名で見てまいりました。現場はきちんと管理されているので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討副委員長いかがですか。
農地検討副委員長	８番金野です。農地検討委員会におきまして，現地調査結果の意見を徴し，何れも許可相当と判断いたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第８，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
遠藤主事	（報告朗読）
及川次長	（内容説明）

	それでは，資料農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は合計２件，２筆，2,988 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	次に，報告第２号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
遠藤主事	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料公共事業における農地の一時貸借５月総会報告をお開きください。今月は，市の公共事業につきまして１件，４筆，1,956.48 ㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議　　長	次に，日程第９，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。 はい，13 番畠山委員。
13 番畠山委員	13 番畠山です。去年の花のみち 45 の植栽を農業委員会ということで実施いたしましたけれども，今年も都市計画課の方から，やるかやらないか，日にちまで返事をくださいというようなことで意見を求められております。その中で，私は当然やるものと思いまして，花壇内の除草は除草剤をかけて，管理機で掻き混ぜないような形に，ちゃんとしておきました。是非ですね，植栽は来月の第２日曜日ですけども，松岩の委員と事務局でやりたいと思いますので，皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。
議　　長	はい，ただいまの畠山委員さんの方からありましたが，今年も気仙沼市農業委員会でやるということで，皆さん，よろしいですか。
全　委　員	はい。
議　　長	それでは，そういうことにいたします。松岩の委員さんが中心になってやると思うのですが，皆さんも手を貸す人があったら，ひとつよろしくお願いいたします。 他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 12 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。

	大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時 46 分 令和４年５月 27 日 気仙沼市農業委員会